

# 山口県報

平成22年  
3月31日  
(水曜日)

## 目 次

議会規程  
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………一  
企業管理規程……………一  
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………一  
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………二  
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………二  
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………七  
山口県企業局職員被服等賞与規程の一部を改正する管理規程……………七  
美祢ダム操作規程の一部を改正する管理規程……………八



### 山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県議会議長 島田 明

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成

七年山口県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得		を
株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得 上場株式等の配当等に係る配当所得		に改め

附 則

この規程は、平成二十二年三月三十一日から施行する。



### 山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「局に」の下に「審議監及び」を加える。

別表第二の組織上の職の表本局に関する部分中「局次長」の下に、「審議監」を加える。

別表第三の一 組織上の職の表本局の部局次長の項の次に次のように加える。

審 議 監	上司の命を受けて局の事務に係る特定の事務を整理する。
-------	----------------------------

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号、第八号及び第九号中「同次長」の下に、「審議監」を加える。別表第一総務課の部7の項中「~~副課長~~」を「~~副課長~~及び~~主任~~」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表の電気事業勘定科目表費用勘定の部費用の表及び工業用水道事業勘定科目表費用

勘定の部費用の表中「~~副課長~~」を「~~副課長~~及び~~主任~~」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改める。

第八条第一項第二号口中「昭和二十六年山口県条例第二号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代替休暇）

第十一条の二 時間外勤務代替休暇は、山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）第三条の規定によりその例によることとされる給与条例第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給されることとなる職員が、当該時間外勤務手当の一部の支給に代えて、同項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 時間外勤務代替休暇の時間数は、時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十四条第四項の規定の適用を受ける時間（以下「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を合計した時間数とする。

一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第十七条の規定により読み替えられた給与条例第十四条第一項ただし書又は同条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 時間外勤務代替休暇の単位は、始業の時刻から終業の時刻まで、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間数とする。ただし、年次有給休暇の時間に連続して時間外

勤務代替休暇を取得する場合には、当該勤務時間数から当該年次有給休暇の時間数を減じた時間数とする。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

五 時間外勤務代替休暇 あらかじめ時間外勤務代替休暇簿（別記第五号様式）に記入して所属長に請求し、その承認を受けること。

第二十四条の見出し中「及び介護休暇簿」を「等」に改め、同条第一項中「及び介護休暇簿」を「介護休暇簿及び時間外勤務代替休暇簿」に改める。

第二十七条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改める。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第21条関係）

時間外勤務代替休暇簿

職 名		氏 名			
決 裁	所属長	請求期日	年 月 日	請求期日	
休 暇 を 請 求 す る 日					
休暇を請求する日の正規の勤務時間		時 分 から	時 分 まで		
休暇を請求する時間		時 分 から	時 分 まで		
山口県企業局職員就業規程第11条の2第2項第1号に該当する時間数		時 間	$\frac{25}{100}$		
山口県企業局職員就業規程第11条の2第2項第2号に該当する時間数		時 間	$\frac{50}{100}$		
山口県企業局職員就業規程第11条の2第3項第3号に該当する時間数		時 間	$\frac{15}{100}$		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。





附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(用紙の使用)
- 2 この管理規程の施行の際、改正前の山口県企業局職員就業規程に定める様式による時間外勤務・休日勤務命令簿を印刷した用紙で使用中的のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

**山口県企業管理規程第五号**

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一  
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七級の項及び別表第三中「局次長」を「局次長 審議監」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

**山口県企業管理規程第六号**

山口県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一  
山口県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員被服等貸与規程(昭和四十年山口県企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。  
別表第一(第2条関係)

項	職 員 の 範 囲	品 目	貸与期間
1 本所に勤務する職員	土木工事の調査、測量又は監督の業務に従事するもの	作業服(上) " (下) コム長ぐつ	3年 3年 3年
	庁舎等の管理又は財産管理の業務に従事するもの	作業服(上) " (下)	3年 3年
2 事業所に勤務する職員	発電及び給電、工業用水の供給、維持、工業用水道の建設、工事又は施設の管理に関する業務に従事するもの	作業服(上)(夏用) " (冬用) " (下)(夏用) " (冬用) 防寒衣 布ぐつ コム長ぐつ 安全ぐつ	2年 2年 2年 2年 4年 1年 2年 3年
	その他の職員(他の項の規定により被服等を貸与する職員を除く。)	作業服(上) " (下)	3年 3年
3 運転士の職にある職員		作業服(上)(夏用) " (冬用) " (下)(夏用) " (冬用) コム長ぐつ	3年 3年 3年 3年 1年

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に改正前の山口県企業局職員被服等貸与規程(以下「改正前の管理規程」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県企業局職員被服等貸与規程(以下「改正後の管理規程」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の管理規程の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の管理規程の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

### 山口県企業管理規程第七号

美祢ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一

美祢ダム操作規程の一部を改正する管理規程

美祢ダム操作規程(昭和五十七年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中、「美祢土木事務所」を、「宇部土木建築事務所」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。